

**平成24年度 事務事業評価シート**

<b>事業の概要</b>	事務事業名	精神障害者医療扶助事業						担当部	健康福祉部							
	会計区分	一般会計			事業類型	一般		担当課	保険年金課							
	事業期間	平成12年度以前			～	平成30年度以降			担当係	医療係						
	総合計画 分野別計画	主目的	3 保健福祉		11 地域医療			5 国民健康保険事業・公費助成医療の適正な運営を図る								
		副目的	14-1													
	予算区分	款	3		項	1		目	3		大	3		中	4	
	根拠法令・個別計画	小牧市医療費の支給に関する条例														
	実施・運営方法 ※費用合計に占める経費の内訳(割合)	直接実施・運営	100 %			委託	0 %			助成	0 %					
	目的 (対象をどの様な状態にするのか)	精神障害者の医療保険及び自立支援医療適用後の通院医療費、精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者の医療保険適用後の入院医療費、精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者以外の医療保険適用後の精神疾患での入院医療費の1/2の自己負担額を助成することで、必要な医療が安心して受けられるようにするとともに、精神障害者とその家族の経済的負担の軽減を図る。														
	内容 (手段)	<p>自立支援医療受給者証を受けた者に対し医療費受給者証を交付し受給者の資格管理を行った。指定された県内医療機関での自立支援医療適用後の通院医療費は現物給付で、県外医療機関が指定の者の医療費は償還払いで助成を行った。精神障害者保健福祉手帳1, 2級所持者の入院医療費並びに精神障害者保健福祉手帳1, 2級所持者以外の精神疾患での入院医療費の1/2の助成は償還払いにて行った。</p> <p>医療費の資格管理として過誤調整や高額療養費との調整を行い医療費の適正化を図った。</p> <p>※精神保健福祉手帳1,2級を所持している方の自立支援医療適用後の通院医療費、精神疾患の治療のための入院医療費の保険診療に係る自己負担分の助成は県補助対象であり、県が1/2を補助する。</p> <p>直接経費の内訳(H23決算額) 50,134,356円          ・消耗品費(文具類) 22,380円          ・印刷製本費(受給者証等) 43,650円          ・手数料(医療費算出・請求事務費) 891,624円          ・扶助費(医療費の助成金) 49,176,702円</p>														
受益者負担	無															

		単位	H21決算額	H22決算額	H23決算額	H24予算額		
<b>コスト</b>	<b>費用</b>	直接経費	千円	47,623	48,573	50,134	65,121	
		正職員	従事者数	人	0.40	0.40	0.50	0.50
			人件費	千円	2,127	2,127	2,659	2,659
		その他職員	従事者数	人	0.05	0.10	0.30	0.40
			人件費	千円	90	119	555	743
		費用合計	千円	49,840	50,819	53,348	68,523	
	対前年比	%			101.9	104.9	128.4	
<b>財源</b>	一般財源	千円	35,779	37,477	39,943	52,483		
	国・県支出金	千円	14,061	13,342	13,405	16,040		
	その他財源	千円	0	0	0	0		

業	活動指標名	単位		H21	H22	H23	H24
	受給者数	人	目標		—	—	—
実績				1,269	1,411	1,533	
受診件数	件	目標		—	—	—	—
		実績		17,751	19,188	20,764	
医療費助成額	円	目標		—	—	—	—
		実績		46,711,937	47,706,169	49,176,702	
績	成果指標名	単位		H21	H22	H23	H24
	一人当たりの助成額	円/人	目標		—	—	—
実績				36,810	33,810	39,404	
一件当たりの助成額	円/件	目標		—	—	—	—
		実績		2,632	2,486	2,368	

事業の自己評価	平成23年度の実施結果	事業の達成状況	1件あたりの助成額は減少しているが、一人当たりの助成額は23年度は対象者の拡大(精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない方の精神疾患での入院医療費の1/2を助成)を実施したこともあり増加した。精神障がい者及び家族の経済的負担が軽減され、安心して必要な医療が受けられている。
	事業実施における課題等		限られた財源の中で、福祉医療制度を持続可能な制度としていく必要がある。
	事業を縮小・廃止したときの影響		社会生活を営むことが難しく、経済的基盤が弱い精神障害者の医療費の自己負担分の助成を廃止・縮小することは、対象家庭の経済的な負担を増加させ、市民サービスの低下となり、精神障がい者が安心して必要な医療を受けづらくなる。
今後の事業の方向性	方向性の判定	拡充	
	判定理由	3障がい(身体・知的・精神)の中で、精神障がい者のみが精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者の入院医療費を除き、精神障がいの疾病に限定した医療費助成となっており、医療費に対する助成範囲が狭いため、障がい者に対する公平な医療費助成という観点からも、近隣市町の制度の拡充状況を勘案しながら、全疾病を対象とした医療費助成の実施が必要と考える。	
	改善案等	精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者について、医療費助成の対象を全疾病に拡大し、障害者に対する公平な医療費助成を実施する。	

二次評価	方向性の判定	判定理由
	現状維持	まずは近隣市町の制度の把握や全疾病を対象にした場合の支出増の見込等を十分精査すること。